

委託業務積算基準[磁気探査]の改正内容

改正理由：経年変化による積算基準の改正（P 磁-4）

改正					現行				
別表第1 (1) 諸経费率標準値					別表第1 (1) 諸経费率標準値				
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円		3000万円を超えるもの	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b				A	b	
率又は変数値	57.20%	300.01	-0.12	38.0%	率又は変数値	52.2%	335.58	-0.135	32.8%
(2)算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率（単位：％） Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費） A、b：変数値					(2)算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率（単位：％） Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費） A、b：変数値				
(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。					(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。				

委託業務積算基準[磁気探査]の改正内容

改正理由：建設機械等損料算定表改定（P 磁-10）

改正						現行					
2 鉛直磁気探査 2-1 交通費 水平磁気探査と同様。						2 鉛直磁気探査 2-1 交通費 水平磁気探査と同様。					
2-2 器材運搬 運搬機種は2t、3t、4tの2.9t吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準とするが、これにより難しい場合は別途考慮する。						2-2 器材運搬 運搬機種は2t、3t、4tの2.9t吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準とするが、これにより難しい場合は別途考慮する。					
3t車(2.9t吊りクレーン付き)の場合						3t車(2.9t吊りクレーン付き)の場合					
項目	名称	種別	単位	数量	備考	項目	名称	種別	単位	数量	備考
材料	軽油		L		5.7 (L/h) × 2U	材料	軽油		L		6.6 (L/h) × 2U
労務	特殊運転手		人		1/T (人/h) × 2U	労務	特殊運転手		人		1/T (人/h) × 2U
機械経費	トラック損	○ t (クレーン)	h	2 U	運転1時間当り	機械経費	トラック損	○ t (クレーン)	h	2 U	運転1時間当り
	〃	〃	日	1	供用1日当り損		〃	〃	日	1	供用1日当り損
(注) 1. Uは、片道所要時間であり1時間単位とする。 2. Tは運転日当り運転時間であり5.8 (人/h) を標準とする。 3. 1/Tの数値は小数点以下第2位 (第3位四捨五入) とする。 4. 特装車の運搬はトラック1台当り特装車1台とする。						(注) 1. Uは、片道所要時間であり1時間単位とする。 2. Tは運転日当り運転時間であり5.8 (人/h) を標準とする。 3. 1/Tの数値は小数点以下第2位 (第3位四捨五入) とする。 4. 特装車の運搬はトラック1台当り特装車1台とする。					